

令和9年度《天理高等学校第一部》

扶育生志願要項

一般財団法人 天理教一れつ会

一れつ会とは、真柱様の親心と教内大勢の方々の真実に支えられる扶育財団であり、単に学資を支給するだけの育英団体ではありません。

創 立 二代真柱様の道の子弟子女育成におかけくださる深く篤い親心をもとに、昭和3年(1928)、ご結婚のお祝い金のすべてを基金として創立されました。

趣 旨 布教ひとすじに通る親が、子どもの教育（特に高校教育）に心配することなく布教に専念できるように、またその子どもも徳や才能を伸ばし、親同様に陽気ぐらし世界建設のようほくに育ってもらうことです。

運 営 一れつ会は、趣旨に賛同する方々の喜びごと悲しみごとに際しての志をはじめ、大勢の方々の真実のご寄付、及び教会本部から多額の回付金を頂いて運営しています。

《扶育生の心得》

- ・一れつ会扶育の趣旨をよく承知し、将来ようほくとしての活躍を目指して努力すること。
- ・在学中に別席を運ぶこと。
- ・卒業に際しては、一れつ会の進路指導を受けること。

《保護者の心得》

- ・一れつ会扶育の趣旨、並びに上記の扶育生の心得をよく承知し、子弟子女育成に努める心を固めて出願する。
 - ・扶育を頂くことが当たり前という考え方は一れつ会扶育の趣旨に合わないので、充分承知して出願する。
 - ・二代真柱様はじめ、歴代真柱様の篤い親心をしっかりと子弟子女に伝える。
-

1. 扶育種目

● 天理高等学校第一部

- | |
|--|
| (a) 入学金・学資補助・寄宿費
(b) 入学金・学資補助・寄宿費補助
(c) 入学金・学資補助 |
|--|

◇扶育種目は、(a)、(b)、(c) のいずれかを希望することができる。

※入学金 5 号（5 万円）は新入学生のみ。

◇学資補助は、国と都道府県の補助により授業料が実質無償化になる者（令和 7 年 8 月現在では奈良県に在住の保護者子弟）に対しては 5 号（年間 5 万円）、それ以外の者に対しては 18 号（年間 18 万円）とする。

◇寄宿費補助とは、寄宿費（月額約 4.5 万円）の半額をいう。

※授業料については、一れつ会が、扶育生の保護者負担軽減の観点から、「国からの就学支援金」の分（最大 45.7 万円）を立て替えて学校へ納付し、後に学校を通じて返金を受け取る。したがって、保護者は、「国からの就学支援金」を差し引いた分の授業料を学校へ直接納付する。

2. 扶育願書受付期間

● 10 月 1 日（木）～ 10 月 31 日（土）

※当日消印有効。

3. 扶育願書提出先

● 一れつ会事務所にレターパックライトにて郵送提出すること

（レターパッカー通につき、出願一件のみ可能）。

※一れつ会の住所は、別紙（出願書類チェックリスト）の下部を参照。

4. 出願書類（ダウンロードした A4 用紙サイズを使用）

(1) 扶育願書（全 4 ページを使用）

所属教会長（または上級教会長）及び直属教会長を経るものとする。

(2) 学校長の証明書（密封のまま添付）

天理高等学校に新入学志願者	・中学校の証明書（ダウンロードして使用）…中学校長に記入を依頼すること。
現在天理高等学校に在学中の者	・成績証明書…天理高等学校長に発行を依頼すること。

5. 扶育審議について

● 一れつ会扶育の趣旨に照らし、審議厳選する。

6. 発 表

● 12 月下旬に本人及び直属教会長に通知する。

● 扶育決定に関する手続きについては、発表時に本人に直接通知する。

《扶育願書はダウンロードした A4 用紙サイズの全4ページを使用》

扶育願書の 書き方

- ◎ 記載事項に偽りがあった場合は、扶育決定後も取り消すことがある。
- ◎ 願書の各欄は洩れ落ちのないように記入のこと。記入洩れ等願書不備の場合は受理しない。
- ◎ 文字は楷書でていねいに書くこと。
- ◎ 必ず黒インク万年筆または黒ボールペンで記入のこと（サインペンは不可）。

1 ページ

- 《保護者氏名》-----・保護者は父母健在の場合は父親とすること。それ以外の場合は2ページの備考欄にその理由を明記すること。
- 《教区》-----・保護者の現在居住する教区名を記入すること（教会本部及び信者詰所の勤務者子弟子女は、親里と記入すること）。
- 《保護者住所》-----・番地まで正確に記入すること。また団地、アパートの場合は○棟○号室まで詳しく記入すること。
- 《扶育開始》-----・令和9年度の新学年を記入すること。
- 《通学区分》-----・該当事項に○をつけること。
- 《扶育種目》-----・希望するものに○をつけること。
- 《本人の略歴》-----・必要事項を記入し、該当事項に○をつけること。
- 《お道の行事参加状況》・該当事項に○をつけ、必要事項を記入すること。
- 《扶育を願い出るにあたっての保護者の思い》
・必ず記入すること。
- 《志望学校選定の動機》・簡潔にその動機、理由を記入すること。すでに在学中の場合でも必ず記入すること。

2 ページ

- 保護者欄：
《保護者からみた本人の続柄》
・「長男」「長女」「二男」「二女」「孫（長男）」のように記入すること。
- 《立場》-----・保護者に該当するものすべてに○をつけること。
- 《現在の状況》-----・父、母、それぞれの状況及び住居について該当するものに○をつけ、必要事項を記入すること。
- 家の教歴欄：-----・本人の家の教歴を記入すること。願書の註をよく読んで簡潔に記入すること。
- 保護者の教歴欄：-----・保護者の教歴を記入すること。願書の註をよく読んで簡潔に記入すること。

3 ページ

- 家族の状況欄：-----・本人の祖父母、父母、兄弟姉妹について全項目に該当事項を記入すること。
- 《続柄》-----・本人からみた続柄を記入すること（例：兄、姉、弟、妹）。
- 《おさづけの理拝戴年次》・「令和○○年」のように記入し、別席運び中の者はその席数を（ ）内に記入すること。
- 《教人登録年次》-----・おさづけの理拝戴年次と同様。
- 《道専務・アルバイト・パート・定職等の別》
・道専務・アルバイト・パート・定職等の別を記入すること（職種については特に記入の必要はない）。
- 《最終卒業学校または在学学校・学年》
・必ず記入すること。
- 《保護者との同居・別居》・保護者と同居か別居か、該当する方に○をつけること。
- 《扶育の有無》-----・現在扶育生である者、あるいは扶育出身者は「有」、他は「無」。該当する方に○をつけること。

4 ページ

- 署名欄：必ず自筆署名であること。
- ・所属（または上級）教会長の署名の欄には、
- ① 保護者が所属教会長の場合、もっとも近い上級教会長が署名すること。
 - ② もっとも近い上級教会が直属教会（大教会・本部直属分教会）の場合、保護者が教会長の立場でも署名すること。
 - ③ 保護者が布教所長・教人・ようばく等の場合、所属教会長が署名すること。

個人情報保護基本法について ―扶育生志願者及びその保護者の皆様へ―

平成17年4月から個人情報保護基本法が施行されました。

これは、個人の情報が本人の知らないところで第三者へと渡り、悪用されることを防ぐための法律です。五千人以上の個人情報を有している団体や法人に対して、その個人情報を確実に保護管理することを義務づけ、またその活用についてはそれを収集した目的以外には使用してはならないと限定し、その目的以外の情報提供は本人の同意が必要であると規定しています。

従来から、一れつ会はその趣旨・目的を一層充実させるうえから、扶育を行うにあたっては、教会本部・教庁・教区及びその育成に関する諸施設（学校、学寮等）や教会などとの情報の共有という協力体制のもとに進めています。

この法律の施行を受けて、一れつ会は、それぞれの個人情報を厳重に保管・管理しつつも、その活用には上記の目的に使用し、関係施設には提供するものであることを表明して、その賛同を願うものであります。

以上のことに、ご理解いただいたうえで、扶育出願をしてください。扶育出願される場合は、関係施設への個人情報の提供に同意いただいたものとします。